

# 令和5度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

## 1 趣旨

中山間地域は流域の上流に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では高齢化が進展するなかで平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が懸念されています。

このため、上市町では、耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されている地域において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保するという観点から、国民の理解のもとに、第5期対策として令和2年度から5年間（第1期対策は平成12年度から平成16年度、第2期対策は平成17年度から平成21年度、第3期対策は平成22年度から平成26年度、第4期対策は平成27年度から令和元年度の期間に実施）の対策として下記のとおり中山間地域等直接支払を実施しています。

## 2 交付単価（10a当たり）

地目	区分	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円

## 3 対象地域の参加者、基準別面積及び交付金額

面積：㎡、金額：円

協定名	参加者数		急傾斜地 地目：田	緩傾斜地 地目：田	面積計	交付金額
	個人	団体				
黒川集落協定	46人	2団体	40,234	58,277	98,511	1,311,130
極楽寺集落協定	46人	3団体	14,127	241,408	255,535	2,227,931
堤谷集落協定	22人	1団体	7,429	151,255	158,684	1,366,049
須山集落協定	26人	0団体	68,709	49,061	117,770	1,835,377
大松集落協定(大松新舎)	33人	0団体	115,437	26,115	141,552	2,633,097
西種集落協定	16人	0団体	25,926	2,067	27,993	560,982
柿沢集落協定	24人	1団体	96,485	20,047	116,532	2,186,561
館集落協定	13人	1団体	160,957	12,866	173,823	3,483,025
(8集落協定) 合計	226人	8団体	534,058	568,282	1,102,340	15,761,474

## 4 集落マスタープラン

内容	実施協定
将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	黒川、極楽寺、堤谷、須山、大松、西種、柿沢、館集落協定
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	黒川、極楽寺、堤谷、須山、大松、西種、柿沢、館集落協定

## 5 農業生産活動等として取り組むべき事項

内容	実施協定
農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検	黒川、極楽寺、堤谷、須山、大松、西種、柿沢、館集落協定
柵、ネット等の設置による鳥獣害防止対策	
水路・農道の管理	
農地と一体となった周辺林地の下草刈り	

## 6 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

内容	作成状況	実施協定
集落戦略の作成（令和6年度までに作成）	作成中	黒川、極楽寺、堤谷、須山、大松、西種、柿沢、館集落協定

【本制度についてのお問い合わせ先】  
産業課 農政地籍班 Tel:076-472-2503